

千葉市内で発見された旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾について(お知らせ)

1. 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された経緯

平成19年5月から8月にかけて、千葉市稲毛区の民間農場の深さ数十cmの場所から発見された5発の砲弾について、8月に防衛省が確認したところ、4発が毒ガス弾の可能性があると判明しました。この砲弾の発見場所及びその周辺においては、終戦まで旧陸軍下志津演習場が存在しており、戦後、しばしば、演習場跡地内から不発弾等が発見されているとの情報があります。

これまでに、本地域での毒ガス弾の廃棄・遺棄に関しては、「終戦時に下志津演習場に行って迫撃砲により毒ガス弾等を射撃して地面にめり込ませるように処理したが着弾目標は決めていなかった」、「下志津原の沼に迫撃砲弾を撃ち込んだと聞いたことがある」との証言情報が寄せられており、また、昭和37年には、本農場から発見された毒ガス弾を持ち帰り、解体しようとした方が被災したとの新聞報道が確認されています。なお、本農場以外の周辺地域において毒ガス弾が発見されたという情報は現在まで確認されていません。

2. 発見された砲弾の概要について

今回発見された毒ガス弾の可能性のある砲弾は、直径約9cm・長さは約40cm・重量は約5kgであり（形状は下記の写真のとおり）、砲弾を爆発させる信管がついていないため、爆発の危険性はないものでした。表面が錆びた状態で発見されましたが、弾の破損や内容物の漏れ等はありませんでした。本弾は、びらん性の毒ガスである硫黄マスタード(イペリット)とルイサイトが混合された状態で充填されている旧陸軍の95式90mm 迫撃砲弾の可能性あります。



写真 発見された毒ガス弾の可能性のある砲弾(迫撃砲弾)

写真提供(2枚とも):防衛省

(左の写真は全体の写真で、右側は弾頭部の拡大写真です。この砲弾には、弾を爆発させる信管がついていません。弾頭部に突起がある場合は信管がついている可能性があり、衝撃を与えると爆発する危険性があります。)

本リーフレットに関するお問い合わせ先(千葉市の事案に関する現地連絡協議会)

- 環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室(毒ガス情報センター)
電話:03-3581-3351(内線 6334・6342・6345)
- 防衛省運用企画局事態対処課
電話:03-3268-3111(内線 20514)
- 千葉県環境生活部環境政策課環境影響評価・指導室
電話:043-223-4138
- 千葉市環境局環境保全部環境調整課
電話:043-245-5199
- 四街道市環境経済部環境政策課
電話:043-421-2111

3. 今回発見された砲弾に封入されている可能性のある毒ガスについて

今回発見された砲弾に封入されている可能性のある硫黄マスタード(イペリット)とルイサイトの概要は下記の通りです。これらの化学物質は常温では液体です。また、基本的に水に触れて分解(加水分解)します。

種類	名前	におい	性状	急性症状
びらん剤	硫黄マスタード (イペリット)	からし臭	液体から気化する。	皮膚に付着すると1～2時間後に赤い斑点を生じ、痛みを伴うびらんや水疱が出現する。また、眼の痛みや充血をもたらす。吸入した時は、のどには刺激症状(刺されるような痛み)が見られ、大量の暴露時には、呼吸困難を引き起こし、死に至る。
	ルイサイト	ゼラニウム臭		

(専門家の指導及び「遺棄化学兵器の安全な廃棄技術に向けて」〔日本学術会議報告・平成13年7月〕等より作成)

4. これまでに講じられた対策等

本件については、B事案(毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は高いものの、地域が特定されていない事案)として、平成16・17年度に環境省が本農場及びその周辺地域を対象に地下水・大気・土壌の環境調査を実施しておりますが、毒ガス成分は検出されていません。

現在、本農場では、一般の方々が誤って立ち入ることのないよう必要な措置がとられています。また、同農場で同様の砲弾がこれ以上存在しないかを調べるための物理探査(金属探査等)の実施を予定しています。

5. 住民の皆様及び建設・土木業者の皆様へのお願い

本農場及びその周辺地域では、戦後間もない頃から、既に多くの砲弾類が発見・回収されてきています。そのうち、毒ガス弾ないし毒ガス弾の可能性のある砲弾の発見は、本農場における事例のみです。

しかし、今後、同様の弾や不発弾が見つかることもあり得るため、念のため、以下の点について、ご注意ください。

1. 農場に無断で立ち入らないでください。
2. 掘削を伴う土地改変において、写真に似た物体やその疑いがある不審物が出土したら絶対に手を触れず、土をかぶせたり、ビニールシートで覆ったりする等して、すぐに110番通報しましょう。
(毒ガス弾に被災したケースは、掘削を伴う土地改変の際に偶然、遭遇・接触してしまった場合が報告されています。これまで、土中に埋設されている状態の弾等から内容物が土中を移動して地表に漏洩し、被害を引き起こしたという事例は報告されておられません。)
3. 写真に似た物体やその疑いがある不審物の出土により、万一異常を感じたり被災したりした場合には、直ちに被災者等を風上の新鮮な空気のもとに運び、皮膚に異常がある場合には大量の水で洗い流す等の応急措置を施すとともに、すぐに119番通報しましょう。
4. 110番・119番通報のときは、次の内容を伝えましょう。
 - いつ、どこで、どのような作業をしているときに、どのような不審物が出土したか。
また、どのような臭いがしたか。
 - 被災者や異常を訴える方がいる場合はどのような症状か。
5. 土地の掘削や改変等を行う方で、御不安の方は、環境省毒ガス情報センター又は地元の自治体にご相談ください。

(平成19年12月作成)